

スポ保 第 1033 号
令和 3 年 2 月 10 日

各競技団体会長 殿

山形県教育庁スポーツ保健課長

2月2日に決定された緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長
について

このことについて、別添写しのとおりスポーツ庁政策課から事務連絡がありました。
つきましては、各競技団体において活動する際の参考とされますようお願いいたします。

(担当)

山形県教育庁スポーツ保健課
競技力向上・アスリート育成推進室